個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ノアイル溥(単崇)		
個人情報ファイルの名称	移住相談者基本情報ファイル	
行政機関等の名称	京都府知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名 称		
個人情報ファイルの利用目的	移住に関する業務を行うために利用する。	
記録項目	1 対応者、2 対応場所、3 移住相談日、4 氏名(漢字)、5 氏名 (フリガナ)、6 性別、7 年齢(登録日時点)、8 現住所、9 電話番号、10 メール、11 出身、帰省地、縁のある都道府県、12 現在の職業、13 現在の職業補足・これまでの経験・スキル、14 現在の住まい、15 家族の構成人数(移住対象)、16 現在の家族構成、17 ペット、18 運転の可否、19 自動車保有の有無、20 移住希望時期、21 時期の理由、22 大切にしたいこと、23 それを選んだ理由や背景、24 移住にあたっての不安点、25 移住にあたって譲れない点、26 興味のある地域、27 移住先での希望就労形態、28 仕事について、29 田舎暮らし先での住まい・土地の希望、30 住まい・土地の希望、31 本日来所したきっかけ、32 今後の支援で期待すること、33 イベント等の案内希望、34 市町村への個人情報共有について、35 その他備考、36 相談対応一覧、37 現地案内一覧	
記録範囲	移住相談、移住関連イベント等に参加をし、個人情報を提出した 者	
記録情報の収集方法	京都府移住相談受付カード	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	京都府移住センター、大阪ふるさと暮らし情報センター、NPO 法人ふるさと回帰支援センター、府内市町村 ※ただし、個人情報取得者から共有についての同意がなければ共有しない。	
開示請求等を受理する組織の名 称及び所在地	(名 称) 農林水産部農村振興課	
	(所在地)京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町	

訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル □有 ☑無	. 口法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル である旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)農林水産部農村振興課 (所在地)京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町	
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨		
備考	_	